

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の整備に関する事項

1) 景観重要公共施設の指定の方針

公共施設は、良好な景観を構成する重要な要素であり、魅力あふれる景観の形成を推進するには、先導的な役割を果たすことが必要です。

地域の景観に対して重要な役割を果たす、道路、河川、公園などの主要な公共施設は、「景観重要公共施設」として指定し、良好な景観の形成に取り組みます。

良好な景観形成の先導的な役割を果たす公共施設として、これまでの景観形成ガイドプランに位置づけた「景観重要地区（8地区6回廊）」などにおける河川、道路、公園、駅等を中心とする公共施設を「景観重要公共施設」として位置づけます。

【景観重要公共施設】

○河川等の水辺空間

- ・阿賀川
- ・湯川、古川
- ・猪苗代湖

○道路等

- ・歴史回廊
- ・都市と歴史の共生回廊
- ・新都市回廊

○公園等

- ・あいづ総合運動公園
- ・水辺の楽校
- ・会津レクリエーション公園



会津総合運動公園



会津総合運動公園

○駅等の拠点施設

- ・会津若松駅周辺
- ・七日町駅
- ・西若松駅
- ・会津大学周辺

2. 景観重要公共施設の整備方針等に関する考え方

景観重要公共施設は、周辺景観と調和するよう施設の配置、構造及びデザイン・色彩等に配慮し、潤いのある快適な公共空間の創出を図ります。

具体的な整備方針等については、景観重要公共施設の指定に向けての協議と共に、各施設管理者等との協議により指定していきます。

※景観重要公共施設とは

【景観重要公共施設の概要】

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素のひとつです。景観法では、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることが可能とするため、景観行政団体が、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができます（法第8条第2項第4号ロ、ハ 政令第2条）。

（景観重要公共施設として景観計画に定めることのできる公共施設）

道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、自然公園法による公園事業に係る施設 等

整備に関する事項は、当該景観重要公共施設の整備に当たって、景観上配慮すべき事項について定めるものであり、占用等の許可の基準は、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものです。

（整備に関する事項の例）

駅周辺等において風格のある道路整備を行う場合に、街灯や舗装等を景観に配慮したものとする

（占用等の許可の基準の例）

地域に親しまれる緑豊かな都市公園において、緑と調和した良好な景観の形成を図るために、公園管理者以外の者が設置する建築物、工作物その他の物件の形態意匠や高さ等の基準を定める



会津レクリエーション公園



会津レクリエーション公園



水辺の楽校（阿賀川）



サイクリングロード（阿賀川）